

請願・陳情参考資料

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

総 務 部

陳情（新規）

（政策法務課）

受付番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
29年-22 (29.7.14)	総務	「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法の改正に係る意見書の提出について 鳥取県倉吉市 個人	「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（組織的犯罪処罰法）に「共謀罪」の構成要件を改めたいいわゆる「テロ等準備罪」（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の処罰）を新設する「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」は、その成立の過程において取調べの可視化等の観点から以下の内容を追加する修正がなされた上で、平成29年6月15日、可決成立した。 ・捜査を行うに当たっては、その適正の確保に十分に配慮すること。 ・可及的速やかに、取調べの録音・録画等のあり方について検討を加えること。 ・全地球測位システム（GPS）を用いた捜査を行うための制度について検討を加えること。 ・親告罪を対象としたテロ等準備罪は、親告罪とすること。 同法は、同月21日に公布され、公布の日から起算して20日を経過した日である同年7月11日から施行されている。

陳情（新規）

（政策法務課）

受付番号 （受理年月日）	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
29年-26 (29.8.21)	総務	公文書の適切な管理運用を求 める意見書の提出について 鳥取県倉吉市 個人	国では、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づいて公文書の管理を行っている。 公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）の別表で文書の保存期間（3年以上）を定めており、また、別表に規定されていない文書については、各行政機関が保存期間を定めることとなっているが、歴史公文書等に該当する場合は1年以上の保存期間を設定することとなっている。 同法に基づいて各省庁が定める行政文書管理規則には、保存期間満了時の措置（移管又は廃棄）の設定基準が規定されているが、別表に定められた文書を中心とした設定基準であり、設定基準に記載のない業務に関しては、各行政機関において個別に判断することとなっている。また、保存期間1年未満の文書については、内閣総理大臣に廃棄の協議を行う必要がない（内閣総理大臣決定）。 なお、行政文書管理規則には、総括文書管理者の職務として、文書の管理に関する研修の実施が規定されている。 国では現在、有識者からなる公文書管理委員会を設置し、保存期間を1年未満とする文書の範囲や廃棄する際の責任の所在を明確にする内容を盛り込んだ新たなガイドラインを年内に策定すること等を検討している。 （参考）県の状況 県では、鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）及び各実施機関が制定する文書管理規程等に基づいて公文書の管理を行っている。 保存期間が満了した文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ公文書館に協議することとなっている。また、保存期間1年未満の区分となる文書は次のとおり限定されたものとなっている。 1 通知、照会等に係る文書で他日参考を必要としないもの 2 ちらし、ポスターその他これらに類するもののうち1年間保存する必要があると認められるもの なお、文書管理規程には、職員の研修に関する事項を規定しており、知事部局では各所属の文書管理主任を対象に毎年度研修を実施し、条例の適切な施行に努めているところである。